

大和市コミュニティセンター公所会館指定管理者申込要領

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

コミュニティセンターは、地域住民が自主的な活動や、サークル活動等を通じて相互の交流を深化させ、地域コミュニティを醸成する場として設置された施設です。

指定管理者には、地域のニーズを把握し使用者の利便性の向上を図り、使用者が気持ちよく使用できるよう努めるとともに、より活発な使用が図られるような管理・運営をお願いします。

(2) 施設の概要

(ア) 施設の名称	大和市コミュニティセンター公所会館
(イ) 所在地	大和市下鶴間504番地1
(ウ) 開館時期	平成元年4月開館
(エ) 建物概要	敷地面積 951.90㎡ 延床面積 571.71㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート造地上2階建
(オ) 開館時間	午前10時から午後10時まで ※指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができます。
(カ) 休館日	月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで ※指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができます。
(キ) その他	大和市地域防災計画において、特定指定避難所に指定

(3) 施設使用料

コミュニティセンターの利用者は、大和市コミュニティセンター設置条例第22条に規定されている使用料の納付が必要となります。なお、この使用料については、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づき指定期間中において見直しを行うことがあります。

2. 指定管理にあたっての条件

(1) 指定管理者が行う業務

(ア) コミュニティセンターの使用の承認に関する業務（詳細は別紙仕様書のとおり）

(イ) コミュニティセンターの維持管理に関する業務（詳細は別紙仕様書のとおり）

(ウ) 地域の特色を活かした地域コミュニティの推進を図る業務

指定管理者は、年齢、性別等にかかわらず、多くの住民が参加できるような事業を展開し、相互の交流活動ができる地域コミュニティの形成を図ることができる事業を実施することとします。実施にあたっては地域のニーズを十分に把握できるよう

努めてください。

(2) 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理料

指定管理料の上限は、次表のとおりとします。（指定管理料は次表の金額を上限として、提出された収支予算書の提示額に基づき協定書で定める額とします。）

対象年度	指定管理料の額
平成29年度	4,959,000円（消費税及び地方消費税を含む）
平成30年度	4,959,000円（消費税及び地方消費税を含む）
平成31年度	4,984,000円（消費税及び地方消費税を含む）
平成32年度	5,009,000円（消費税及び地方消費税を含む）
平成33年度	5,009,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※指定管理業務において、各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属します。

※仕様書等の変更等及び指定期間中の工事等による休館により、協議の上、指定管理料を変更する場合があります。

(4) 管理の基準

職員の配置については、開館時間の内、午前10時から午後5時30分までは、コミュニティセンターの運営に支障がないように、常に1名以上勤務することとします。また、職員は1年以内ごとに健康診断を受けるものとします。

(5) 委託の制限

指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。特別な事情により業務の一部を第三者へ委託しようとするときには、市と協議してください。

(6) 業務の引継ぎ

- ・指定管理者は、指定満了または中途における業務廃止にともなって新しい指定管理者への引継ぎが発生した場合、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅延なく提供するものとします。また、市または市が指定するものによるコミュニティセンター視察の申し出に応じなければなりません。
- ・新しい指定管理者への引継ぎに伴う費用は現指定管理者が負担するものとします。

(7) モニタリング

コミュニティセンターのサービス維持・向上と、効率的な管理運営が行われるよう、市及び指定管理者は施設の管理運営について定期又は随時にモニタリングを行うこと

とします。

(ア) 市が行うもの

- ・市はコミュニティセンターの管理の適正を期するため必要と認めるときは、定期又は随時に指定管理者に対し、業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。
- ・指定管理者が業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。
- ・市の監査委員が必要と認めるときは、指定管理者のコミュニティセンターの管理業務に係る出納関係事務等について監査する場合があります。

(イ) 指定管理者が行うもの

- ・指定管理者は、施設の管理運営がコミュニティセンターの設置目的や協定書・仕様書等に沿って行われているか、継続的に自己点検を行うものとします。またアンケートによる使用者満足度の調査等、使用者の声を施設の管理運営に取入れる取組みを行うものとします。

(8) リスク分担

リスク分担については、次表のとおりとします。

【○：主負担 △：従負担】

リスクの種類	内容	大和市	指定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
	最低賃金法の改正によるもの	協議	
	上記以外の要因で急激な変動によるもの	協議	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協議	
周辺住民・市民等及び施設使用者への対応	事業に関する苦情、反対、要望、訴訟	○	△
	施設管理、運營業務内容に対する市民等及び施設使用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応	△	○
法令等の変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	協議	
	一般的な税制変更等		○
	上記以外の施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	△
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	

不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加によるもの	○	△
書類の誤り	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件5万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（指定管理者の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件5万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外のもの	協議	
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協議	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合	協議	
情報の保護	指定管理者が知りえた情報の漏洩		○
債務不履行	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
事業終了時の費用	期間満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○
使用者の許認可	指定管理者の責によるもの		○
コスト増大	施設管理上必要となった経費		○
事業の変更・遅滞・中止	大和市の管理瑕疵に起因する損害等によるもの	○	
	指定管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
要求水準未達	指定管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	指定管理者の責によるもの		○

3. 申込の手続き

(1) 申込資格

(ア) 団体であること（個人での申込は不可）

(イ) 団体またはその代表者（会長のこと）が、次の事項に該当しないこと

- ①法律行為を行う能力を有しない者
- ②破産者で復権を得ない者
- ③地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む）の規定により市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④引き続き2年以上その営業に従事していない者
- ⑤国税及び地方税等を滞納している者
- ⑥指定管理者の責めに帰すべき事由により2年以内に指定の取り消しを受けた者
- ⑦労働基準監督署から是正勧告を受けた者（必要な措置の実施について労働基準監督書に報告済みである場合を除く）

(ウ) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、会長、副会長、会計及び監査をする職にある者が、次の事項に該当しないこと

- ①地方自治法（昭和22年法律第67号。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っているものであること又はそれらの構成員であること
- ③大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であること

(2) 提出書類

- (ア) 企画提案書
- (イ) 収支予算書
- (ウ) 財産目録
- (エ) 規約等
- (オ) 活動状況

(3) 提出期限

平成28年10月18日（火）午後5時まで（郵送可）

(4) 申込場所

大和市民経済部生活あんしん課
大和市下鶴間一丁目1番1号

4. 選定について

(1) 選定結果について

大和市コミュニティセンター設置条例第7条に基づき、申込み団体に対し選定後、速やかに通知します。

5. 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

審査終了後、市長は、市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を上程します。市議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

(2) 指定の年月日

平成29年4月1日

(3) 協定の締結

協議に基づき、協定を締結します。協定は、大和市コミュニティセンター設置条例第11条に基づき、次の項目について定めます。

- (ア) 指定期間に関する事項
- (イ) 管理業務に関する事項
- (ウ) 管理業務報告に関する事項
- (エ) 管理費用に関する事項
- (オ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (カ) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (キ) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (ク) その他市長が別に定める事項

6. スケジュール

平成28年9月中旬	申込要領の配布
9月中旬から10月18日 午後5時まで	申込期間
10月下旬	選定結果の通知
12月中旬	市議会に指定管理者に関する議案提出
平成29年3月中旬	市議会の議決を経て、指定管理料を決定
4月1日	次期指定管理者指定の通知、協定書締結、告示

7. 添付書類

(1) 大和市コミュニティセンター設置条例、規則

8. 提出先及び問い合わせ先

大和市市民経済部生活あんしん課
大和市下鶴間一丁目1番1号
電話 046-260-5162
FAX 046-260-5138
メール sk_seika@city.yamato.lg.jp

○大和市コミュニティセンター設置条例

昭和 54 年 3 月 26 日条例第 6 号

改正

昭和 56 年 3 月 27 日条例第 7 号

昭和 56 年 9 月 29 日条例第 30 号

昭和 57 年 3 月 30 日条例第 7 号

昭和 58 年 3 月 23 日条例第 6 号

昭和 59 年 3 月 28 日条例第 10 号

昭和 59 年 9 月 27 日条例第 33 号

昭和 60 年 3 月 28 日条例第 4 号

昭和 61 年 3 月 26 日条例第 10 号

昭和 62 年 3 月 26 日条例第 6 号

昭和 63 年 3 月 28 日条例第 8 号

平成元年 4 月 1 日条例第 9 号

平成 2 年 12 月 26 日条例第 14 号

平成 5 年 9 月 29 日条例第 25 号

平成 9 年 12 月 22 日条例第 20 号

平成 16 年 3 月 29 日条例第 3 号

平成 17 年 9 月 29 日条例第 30 号

平成 19 年 9 月 28 日条例第 31 号

平成 22 年 9 月 29 日条例第 18 号

大和市コミュニティセンター設置条例

(目的及び設置)

第 1 条 本市は、地域住民が、生活環境の向上のために自主的に活動し、及びクラブ活動等を通じて相互の交流を深め、連帯感にあふれた人間性豊かな地域社会を形成し、もって福祉の増進と文化の向上を図ることのできる場として、コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

全部改正〔昭和 56 年条例 7 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 31 号〕

(使用の範囲)

第 3 条 センターは、次に掲げる事項のために、地域住民が使用するものとする。

- (1) 学習、レクリエーション、クラブ活動及びスポーツ
- (2) 講習会、研究会、展示会その他各種集会
- (3) 児童の健全な育成に寄与する活動
- (4) その他地域住民の自主的な活動及び相互の交流活動
- (5) 市が行う社会教育活動

2 前項に定めるもののほか、国、市又は他の地方公共団体が実施する事業において市長が必要と認める場合は、センターを使用することができる。

一部改正〔平成 17 年条例 30 号・19 年 31 号〕

（指定管理者による管理）

第 4 条 センターの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）センターの使用の承認に関する業務
- （2）センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- （3）地域の特色を生かした地域コミュニティの推進を図る業務
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

追加〔平成 17 年条例 30 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 31 号〕

（指定管理者の候補者の選定）

第 6 条 市長は、指定管理者にセンターの管理を行わせようとするときは、センターの存する地域に居住する者で構成され地域住民の交流の促進を図ることを目的として設立された団体であって、次に掲げる選定の基準に照らしセンターの設置目的を最も効果的に達成できると認められるもの（以下「被選定団体」という。）を、指定管理者の候補者として選定するものとする。

- （1）センターを使用する者に対し、平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- （2）センターの効用を最大限発揮するものであること。
- （3）センターの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （4）センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- （5）その他市長が別に定める基準

2 市長は、前項の規定による選定に当たり、被選定団体に対しセンターの管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を提出させなければならない。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 30 号・19 年 31 号〕

（選定の結果の通知）

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について被選定団体に通知しなければならない。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 30 号〕

（指定管理者の指定）

第 8 条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第 244 条の 2 第 6 項の議決を経た後、行うものとする。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕

(指定管理者の指定の告示)

第9条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例30号〕

(指定期間)

第10条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

追加〔平成17年条例30号〕

(協定の締結)

第11条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 管理業務報告に関する事項
- (4) 管理費用に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (8) その他市長が別に定める事項

追加〔平成17年条例30号〕

(事業報告書の作成及び提出等)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、センターに関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況
- (2) センターの管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

追加〔平成17年条例30号〕

(指定の取消しの告示)

第13条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例30号〕

(選定の制限)

第14条 市長は、前条の規定による告示を行った指定管理者については、第6条第1項の規定による次回の指定管理者の候補者としての選定を行うことができない。

追加〔平成17年条例30号〕

(開館時間)

第 15 条 センターの開館時間は、午前 10 時から午後 10 時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕

(休館日)

第 16 条 センターの休館日は、月曜日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕

(使用の承認)

第 17 条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、特別な設備等を設け、又は既存の設備等を使用するときは、その旨を申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 31 号〕

(使用の不承認)

第 18 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の規定による使用の承認をしない。

- (1) センターの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利のみを目的として使用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他指定管理者が管理上その使用を不適當と認めるとき。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 31 号〕

(使用承認の取消し等)

第 19 条 指定管理者は、第 17 条第 1 項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 使用の申込みに偽り又は不正があったとき。
- (2) 第 17 条第 2 項の条件に違反したとき。
- (3) 使用の承認後前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。

(6) その他指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 31 号〕

(入館の拒否等)

第 20 条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者、施設等を損傷し、又は滅失するおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕

(目的外使用等の禁止)

第 21 条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 31 号〕

(使用料)

第 22 条 使用者は、別表第 2 に定める使用料を、大和市証紙条例（昭和 47 年大和市条例第 13 号）第 2 条に規定する方法により、納めなければならない。

追加〔平成 19 年条例 31 号〕

(使用料の減免)

第 23 条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

追加〔平成 19 年条例 31 号〕

(使用料の不還付)

第 24 条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

追加〔平成 19 年条例 31 号〕

(原状回復の義務)

第 25 条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第 19 条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたときも同様とする。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 31 号〕

(損害賠償義務)

第 26 条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 31 号〕

(個人情報の取扱い等)

第 27 条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成 15 年大和市条例第 22 号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びセンターの業務に従事している者は、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 31 号〕

(情報公開)

第 28 条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成 12 年大和市条例第 19 号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

追加〔平成 17 年条例 30 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 31 号〕

(委任)

第 29 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成 17 年条例 30 号・19 年 31 号〕

附 則

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年条例第 7 号）

この条例は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市コミュニティセンター設置条例等の規定は、昭和 56 年 8 月 3 日から適用する。

附 則（昭和 57 年条例第 7 号）

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年条例第 6 号）

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年条例第 10 号）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年条例第 33 号）

この条例は、昭和 59 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年条例第 4 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年条例第 10 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年条例第 6 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年条例第 8 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年条例第 14 号）

この条例は、平成 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 25 号）

この条例は、平成 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 30 号）

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の大和市コミュニティセンター設置条例第 6 条第 1 項の規定により受けた承認であって、第 2 条の規定の施行の日以後の利用に係るものは、同条の規定による改正後の大和市コミュニティセンター設置条例第 17 条第 1 項の規定により受けた承認とみなす。

附 則（平成 19 年条例第 31 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の大和市コミュニティセンター設置条例（以下この項において「新条例」という。）第 22 条及び別表第 2 の規定による使用料の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

（大和市証紙条例の一部改正）

- 3 大和市証紙条例（昭和 47 年大和市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 22 年条例第 18 号）

この条例は、平成 22 年 10 月 12 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
大和市コミュニティセンター公所会館	大和市下鶴間 504 番地 1
大和市コミュニティセンター中央林間会館	大和市下鶴間 4444 番地 2
大和市コミュニティセンター緑野会館	大和中央林間西四丁目 27 番 3 号
大和市コミュニティセンター下鶴間会館	大和市下鶴間 2516 番地 2
大和市コミュニティセンター南林間会館	大和市南林間七丁目 14 番 24 号
大和市コミュニティセンター鶴間会館	大和市鶴間二丁目 12 番 35 号
大和市コミュニティセンター西鶴間会館	大和市西鶴間二丁目 4 番 20 号
大和市コミュニティセンター深見北会館	大和市深見 498 番地 5
大和市コミュニティセンター上草柳会館	大和市上草柳五丁目 3 番 11 号

大和市コミュニティセンター深見中会館	大和市深見台四丁目 10 番 29 号
大和市コミュニティセンター桜森会館	大和市桜森三丁目 5 番 21 号
大和市コミュニティセンター草柳会館	大和市下草柳 552 番地 1
大和市コミュニティセンター深見南会館	大和市深見台一丁目 9 番 19 号
大和市コミュニティセンター下草柳会館	大和市中央六丁目 5 番 19 号
大和市コミュニティセンター柳橋会館	大和市柳橋二丁目 12 番地 2
大和市コミュニティセンター桜丘会館	大和市上和田 860 番地 1
大和市コミュニティセンター福田会館	大和市代官一丁目 22 番地 3
大和市コミュニティセンター上和田会館	大和市上和田 2700 番地 18
大和市コミュニティセンター下福田会館	大和市福田 611 番地 1
大和市コミュニティセンター下和田会館	大和市下和田 791 番地 2

全部改正〔昭和 58 年条例 6 号〕、一部改正〔昭和 59 年条例 10 号・33 号・60 年 4 号・61 年 10 号・62 年 6 号・63 年 8 号・平成元年 9 号・2 年 14 号・5 年 25 号・16 年 3 号・19 年 31 号・22 年 18 号〕

別表第 2（第 22 条関係）

施設使用料

室名	使用料
集会室	1 時間につき 400 円
休養室（和室）	1 時間につき 100 円
実習室	1 時間につき 100 円
学習室	1 時間につき 100 円
保育室	1 時間につき 300 円

備考

使用時間を超過して使用する場合に、その超過時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、その端数を 1 時間とみなして計算する。

追加〔平成 19 年条例 31 号〕

○大和市コミュニティセンター設置条例施行規則

平成 10 年 1 月 29 日規則第 2 号

改正

平成 15 年 1 月 27 日規則第 2 号

平成 16 年 7 月 15 日規則第 43 号

平成 17 年 9 月 29 日規則第 70 号

平成 18 年 3 月 30 日規則第 29 号

平成 20 年 1 月 11 日規則第 2 号

平成 20 年 11 月 21 日規則第 91 号

平成 20 年 12 月 18 日規則第 100 号

大和市コミュニティセンター設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大和市コミュニティセンター設置条例（昭和 54 年大和市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 29 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 17 年規則 70 号・18 年 29 号・20 年 2 号〕

(選定に当たり提出する書類)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 被選定団体の活動実績及び運営状況を説明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

追加〔平成 17 年規則 70 号〕、一部改正〔平成 18 年規則 29 号〕

(使用の申請)

第 3 条 条例第 17 条第 1 項の規定によりコミュニティセンター（以下「センター」という。）の使用の承認を受けようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の初日から使用日当日までに、コミュニティセンター使用申請書により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日から申請することができる。

- (1) 別表第 1 第 1 号又は第 3 号に該当するもの 使用日の属する月の 6 月前の初日
- (2) 別表第 1 第 4 号に該当するもの 使用日の属する月の 3 月前の初日

一部改正〔平成 17 年規則 70 号・18 年 29 号・20 年 2 号〕

(使用決定等の通知)

第 4 条 指定管理者は、前条の規定による申請があったときは、その適否を決定し、コミュニティセンター使用決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

全部改正〔平成 20 年規則 2 号〕

(利用の変更又は取消し)

第 5 条 センターの使用の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が使用日時等

の変更又は取消しをしようとするときは、コミュニティセンター使用変更（取消）申請書により、使用日の7日前までに指定管理者に申請しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、コミュニティセンター使用変更（取消）決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。
一部改正〔平成17年規則70号・18年29号・20年2号〕

（使用料の納付）

第6条 センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、条例第22条に規定する使用料を使用日の7日前までに納付しなければならない。ただし、使用日の6日前から使用日当日までに使用の申請をし承認を受けた者は、承認後直ちに使用料を納付しなければならない。

- 2 実際の使用の内容が申請書の内容と異なることにより、追加納付しなければならない使用料が発生した場合は、使用した日から3日以内に追加分の使用料を納付しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）に規定する児童館としての使用については、使用料徴収の対象としない。

追加〔平成20年規則2号〕

（使用料の減免）

第7条 条例第23条に規定する使用料の減免は、別表第1のとおりとする。

追加〔平成20年規則2号〕

（使用料の減免申請）

第8条 前条の規定により使用料の減免を受けようとする者（別表第1第3号から第5号までに掲げる者に限る。）は、コミュニティセンター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その適否を決定し、コミュニティセンター使用料減免決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

追加〔平成20年規則2号〕

（使用料の減免更新申請）

第9条 前条の規定により使用料の減免を受けた者が、引き続き減免を受けようとする場合は、コミュニティセンター使用料減免更新申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その適否を決定し、コミュニティセンター使用料減免更新決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

追加〔平成20年規則100号〕

（使用料の還付）

第10条 条例第24条ただし書に規定する市長が特に必要と認めた場合は、使用者の責めによらない理由によりセンターを使用することができなくなった場合とする。

追加〔平成20年規則2号〕、一部改正〔平成20年規則100号〕

（遵守事項）

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不清潔な物品を持ち込まないこと。
- （2）許可なく壁、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

- (3) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 使用終了後は、直ちに原状に復し、コミュニティセンター使用確認書により点検を行うこと。
- (5) 関係職員の指示に従うこと。

一部改正〔平成17年規則70号・18年29号・20年2号・100号〕

(管理上の入室)

第12条 使用者は、指定管理者が管理上特に必要があつて使用に係る施設に入室を要求したときは、拒むことができない。

一部改正〔平成17年規則70号・18年29号・20年2号・100号〕

(損傷等の届出)

第13条 使用者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

一部改正〔平成17年規則70号・18年29号・20年2号・100号〕

(様式)

第14条 この規則で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は市長が別に定める。
追加〔平成18年規則29号〕、一部改正〔平成20年規則2号・100号〕

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成17年規則70号・18年29号・20年2号・100号〕

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則 (平成17年規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年規則第29号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の大和市コミュニティセンター設置条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)第3条の規定による使用の申請その他の新規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。

附 則（平成 20 年規則第 91 号）

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 100 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

別表第 1（第 3 条及び第 7 条関係）

番号	使用内容	減免する室名	減免額
1	市が主催又は共催する事業等に使用するとき。	集会室	全額
2	指定管理者が主催する事業のうち、市長が必要と認める事業に使用するとき。	休養室（和室）	
3	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する一般財団法人及び一般社団法人が地域を対象とした事業を実施するために使用するとき。	実習室 学習室 保育室	
4	公共的団体が年間事業計画に基づく会議や事業を行うために、団体の長の申請により使用するとき。		
5	高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、青少年の健全育成を目的とした団体が、その目的に沿った会議や事業を行うために使用するとき。	集会室 保育室	

追加〔平成 20 年規則 2 号〕、一部改正〔平成 20 年規則 91 号〕

別表第 2（第 14 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	コミュニティセンター使用申請書	第 3 条
第 2 号様式	コミュニティセンター使用決定通知書	第 4 条
第 3 号様式	コミュニティセンター使用変更（取消）申請書	第 5 条
第 4 号様式	コミュニティセンター使用変更（取消）決定通知書	第 5 条
第 5 号様式	コミュニティセンター使用料減免申請書	第 8 条
第 6 号様式	コミュニティセンター使用料減免決定通知書	第 8 条
第 7 号様式	コミュニティセンター使用料減免更新申請書	第 9 条
第 8 号様式	コミュニティセンター使用料減免更新決定通知書	第 9 条
第 9 号様式	コミュニティセンター使用確認書	第 11 条

全部改正〔平成 20 年規則 2 号〕、一部改正〔平成 20 年規則 100 号〕

